

られてきている。このような時代を生きる若い農政担当者には、積極的に現場の声をくみ取ることの必要性を理解して、将来の農政の発展のため、食と農の連携、とくにネットワークについて意を用いていただきたいと思う。

農政の神様といわれた石黒忠篤氏は、かつて事務次官のときに、小倉武一氏などの新規採用職員に対し、以下の趣旨の訓示をしている。

“農林省という役所に入った諸君たちは、声なき声を聴かなければならない。”

(文責 高橋祐一郎)

【先駆者・支援プロジェクト研究】
特別研究会報告要旨 (2004 年 11 月 18 日)

アメリカ農務省の環境保全型農業 に関する政策

——オハイオからの展望——

(オハイオ州立大学) リチャード・モア

まず、オハイオ州で環境保全型農業が取り組まれるようになった理由を、明らかにする。

第 1 に、州内を流れるシュガークリークはバクテリア、窒素、リン汚染が第 2 番目にひどい河川と評価され、住民は大きな衝撃を受けた。その汚染度合いは道頓堀川に匹敵する。その原因は、輸出品であるコーン&大豆の大規模栽培農業がもたらした、単一輪作による生態系の変化、土壌エロージョン、肥料（窒素、リン）の河川流入など、である。州内の人口 1,000 人の町の井戸 150 について水質調査したら、23 %が硝酸塩に汚染されていた (10ppm 以上)。それは、近年増えつつあるブルーベイベー症の原因物質と考えられている。

第 2 に、大規模酪農などの商業的農業の発展にしたがって、厩肥排出量が増加している。そのせいでバクテリア、窒素、リン汚染は、増えている。しかし、オハイオ州で環境保全型農業が盛んなのには、特有の事情がある。環境保全型農業の担い手グループとして、アーミッシュが居住していることである。彼らは、

聖書を根拠にして、近代文明を否定して、昔ながらの資源循環型農業を最良の生業と考える宗派集団である (人口 8 万人余)。この場合、留意しなければならないのは、資源循環型農業といっても、厩肥排出量の多い酪農・畜産の場合、河川汚染の原因にもなりうることである。今日のアーミッシュは、26 年で倍増するという人口増加率など、難しい社会問題を抱えている。

次に、環境保全型農業に対する生産者の意識を、アンケート調査から紹介する。

第 1 に、環境保護対策として農場後継者は「排水改良」を最も多く挙げ、対称的に非農場後継者は「排水改良」を低位においた。

第 2 に、環境保護対策として自作農場は「植物多様性」や「排水改良」を、他方で自小作農場は「草生による緩和」や「エロージョン管理」を多く挙げた。

コーン&大豆農家は土地づくり輪作する小規模酪農に比べて大きい面積が必要である。土地値段が高いから小規模酪農場と違い、コーン&大豆農場はほとんど自小作農場である。土地を借りないことと後継者がいることは環境保全型農業の特徴である。

また、有機農産物（農薬および GMO フリーを含む）に対する消費者の意識は、次のようであった。有機農産物へのより多くの支払いをする意思があるのは、男性よりも女性、白色人種よりも有色人種、所得の高い、高齢者や子供のいる家庭に多いことがわかった。

さて、アメリカ農務省の環境保全型農業政策プログラムは、技術・生産的側面を重視する。具体的には、関係諸組織の協力体制を促進して、新しい環境保全型農業の科学と応用を発展させることが目標である。他方、環境保全型農業の社会的側面は、日本の状況に似て、地域に根ざす社会運動として形作られてきた歴史的経緯がある。古いものでは各州至る所にあるファーマーズ・マーケット（青空市場）、オハイオ州では農民組合や生産者団体にベースをもつ環境保全型農業者グループの設立、カリフォルニア州などに多い消費者と環境保全型農業生産者が連携し地域で支える産消提携組織（CSA）など、様々な活動が展開されてきた。ただ、アメリカの有機農産物

は、基本的には市場流通中心である。そこでは、有機農産物の認証のあり方とその費用の負担などが大きな問題であった。

消費者は引き続き有機農産物に興味を示している。けれども、有機農産物の価格は低下傾向にある。また、水質管理や環境保全に対する住民の要請は、今後一層強まっていくだろう。そうした促進と抑制の条件の交錯する状況の中で、アメリカの環境保全型農業は今、一つの転換点にさしかかっているとと言えるだろう。

(文責 R.モア&相川良彦)

【多面的機能プロジェクト研究】
特別研究会報告要旨（2004年11月19日）

創造型環境会計について

(中央大学) 河野 正男
(横浜国立大学) 八木 裕之
(中央青山監査法人) 斎尾浩一郎

本研究会では、環境会計にストック概念を取り入れ、なおかつフロー情報との連携を図ることで、自然環境の創造・再生を含む環境活動を適切に評価しようと提案された新たな環境会計すなわち創造型環境会計のフレームワークが紹介され、さらにハウステンボス株式会社を事例に、実際にフレームワークに沿った形で行われた「環境ストック計算書」の試算結果が紹介された。

環境省が公表した「環境会計ガイドライン2002年版」は、企業が事業活動に伴う環境負荷をいかに削減したかに焦点が置かれ、よって、環境会計集計表は、主に一定期間における環境負荷削減量という効果と、それに費やしたコストで構成されている。しかし、自然環境を積極的に豊かにする、または、失った自然環境を取り戻すような活動が、主たる事業活動の中で重要な位置づけを担っているような事業活動の場合、あるいは、自治体等における環境活動を評価しようとする場合は、事業活動に関わる環境負荷削減量を捉えるだけでは当該環境活動の重要な要素が欠落して

しまうことになる。また、一般の事業会社においても、環境負荷をいかに削減したかという視点だけでなく、どれだけの環境負荷を排出し、その環境負荷をどれだけ削減したかを明らかにすることは非常に重要である。このような活動を評価する場合、「ガイドライン」とは別の観点から環境会計を組み立てる必要がある。

以上のような背景のもと、創造型環境会計が提案された。創造型環境会計の大きな特徴は、従来の環境会計にはなかったストック概念を取り入れている点である。つまり、創造および再生した環境の価値の蓄積を「環境資産」として、逆に、当該活動の中で環境負荷を生じさせている部分があればその蓄積を「環境負債」として、いずれも総量で評価・開示するのである。ストック概念を取り込む際には、現行の環境会計に単に新たな項目を追加するのではなく、フロー情報との連携を図ることで自然環境の創造・再生を含む環境活動を適切に評価できる。

この創造型環境会計を用いてハウステンボス株式会社を事例とした試算が行われた。試算では、環境の価値を評価するため、仮想市場法(CVM)やLIMEと呼ばれる手法を用いている。その結果、ハウステンボス株式会社における環境資産は実に1,000億円を越すものとなった。

以上の特徴を持つ創造型環境会計は、農業の多面的機能を評価する際にも応用できると考えられる。創造型環境会計は、個別経営体を対象とするミクロ環境会計としてだけではなく、自治体や特定地域を一つのまとまりとして取り扱うマクロ環境会計としても適用でき、当該地域における農業の多面的機能と農業生産による環境負荷を同時に評価できる。このように、創造型環境会計は農林水産分野への適用にも大きな可能性を持っているのである。

注. 研究会では、河野氏が「環境の質の維持・向上に関するストック表とフロー表」、八木・斎尾両氏が「ストック・フロー関連型環境会計モデル——ハウステンボスを事例として——」という演題で講演された。本稿においては、3名の講師の方々の講演内容が一つのテーマに基づいたものであることを考慮し、一つの研究会報告として取りまとめた。

(文責 林 岳)